

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定されるものはどれか。電波法(第8条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間
- 2 無線設備の設置場所
- 3 空中線電力
- 4 通信の相手方及び通信事項

[2] 次の記述は、固定局の免許後の変更手続について述べたものである。電波法(第17条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は B ときは、あらかじめ C ならない(注)。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする目的の変更は、これを行うことができない。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣の許可を受けなければ
2 通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣に届け出なければ
3 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣に届け出なければ
4 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣の許可を受けなければ

[3] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第22条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気(高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。)を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は B の内に收容しなければならない。ただし、 C のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A	B	C
1 300ボルト	接地された金属しゃへい体	取扱者
2 300ボルト	赤色塗装された金属しゃへい体	無線従事者
3 500ボルト	接地された金属しゃへい体	無線従事者
4 500ボルト	赤色塗装された金属しゃへい体	取扱者

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	D7D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F3E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
3	G1C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）
4	P0N	パルス変調であって無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

[5] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「スプリアス発射」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の A から許容することができる最大の偏差をいい、 B で表す。
- ② 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで C することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

	A	B	C
1	基準周波数	100万分率	除去
2	基準周波数	100万分率又はヘルツ	低減
3	割当周波数	100万分率	低減
4	割当周波数	100万分率又はヘルツ	除去

[6] 次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務としてこの規定に定めるものに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 周波数、空中線電力等の指定の変更の申請又は無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可の申請を行うこと。
- 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人等（注）又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者に対して意見を述べること。

注 免許人又は登録人をいう。

[7] 次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 2 工事設計書に記載された空中線を使用することができない場合
- 3 実用化試験局を運用する場合
- 4 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する場合

[8] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等（注）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
注 免許状又は登録状をいう。以下②の(1)において同じ。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
(1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため B であること。
- ③ 無線局は、免許状に記載された C 内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	必要最小のもの	運用許容時間
2	無線設備の設置場所	十分なもの	運用義務時間
3	無線設備	必要最小のもの	運用義務時間
4	無線設備	十分なもの	運用許容時間

[9] 次の記述は、固定局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次に掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。

- ① 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により無線設備が第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人等（注）に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の A その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。
注 免許人又は登録人をいう。
- ② 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の規定により無線局の発射する B が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命じたとき。
- ③ 総務大臣が②の命令を受けた無線局からその発射する B が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ④ 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	運用の停止	電波の強度	臨時に
2	運用の停止	電波の質	3箇月以内の期間を定めて
3	修理	電波の質	臨時に
4	修理	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人等（注）が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

注 免許人又は登録人をいう。

	A	B	C
1	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数
2	3箇月	無線局の運用	周波数
3	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
4	6箇月	電波の発射	周波数

[11] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により B に通信を行かせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。
- ③ ①の規定による処分に違反した者は、 C 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	発生し、又は発生する ^{おそれ} がある場合	無線局	1年
2	発生し、又は発生する ^{おそれ} がある場合	電気通信事業者	2年
3	発生した場合	無線局	2年
4	発生した場合	電気通信事業者	1年

[12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 2 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。